平成29年度 事務事業評価シート(詳細)

平成28年度に実施した事業を評価しています

基本情報

事務事業名	集団回収の促進	[団回収の促進												
担当部署	環境部	資源循環推進課	事業コード	13										
所属長	飯野 英一		事業区分	ソフト事業										
予算事業名	集団回収の促進		新規·継続	継続										
予算事業コード 会計	10 款 04	項 02 目 01	事業開始年度	昭和58年度										

1. 事業の位置付け、関連事業及び法令による実施義務等(Plan)

第四次川越市総合計画上の位置付け(太枠内)

基本目標(章)	第6章	地球環境にやさしい、豊かな自然とともに生きるまち	法令による実施義務	義務ではない
施策	36	循環型社会の構築	根拠となる法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
取組施策	1	ごみの発生・排出抑制、分別の徹底	その他実施根拠	川越市集団回収事業報償金交付
関連事業	かわごえ	環境推進員制度	(条例、要綱等)	要綱

2.事業の目的と概要(Plan)

実施主体	補助金	
対象 (誰・何を対象に)	市に登録している団体及び協力業者	
目的 (対象をどのようにした いか)	市に登録している団体が実施する集団回収を支援すること	とにより、ごみの減量・資源化を図る。
事業の概要 (活動内容、実施手段・ 方法など)	紙・布・アルミ缶・生ビンを集団回収した団体に報償金を交じて補助金を交付する。 団体の登録については随時行う。 業についての説明会をつばさ館で開催するとともに、出前	実施報告書の受付審査は、年4回実施。その他、事

3.前年度に立てた計画(Plan)

従前どおり、集団回収の促進事業を継続する。

4 . 取組実績(Do)

集団回収実施団体は横ばいであったが、回収量は減少しました。 収集紙類も減少していることから、社会全体の紙類が減少しているものと思われます。

5. 実施にかかるコスト(Do)

(単位:千円)

(1) 支出の部	26年度	27年度	28年度	29年度(見込額)	備考
人件費 A	2,569	1,838	1,838	1,470	
正規職員(1年間の従事人数)	0.35人	0.25人	0.25人	0.20人	
臨時職員(1年間の従事人数)	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	
事業費 B	58,391	59,277	51,247	55,577	
報償費(報償金)	47,551	44,629	41,670	45,000	
報償費(賞賜金)	22	24	24	24	
需用費(印刷製本費)	47	43	43	48	
役務費(筆耕翻訳料)	2	2	0	5	
負担金、補助金及び交付金	10,771	9,695	9,481	10,500	
総支出(A + B)	60,960	61,115	53,085	57,047	
(2) 収入の部					
国庫支出金	0	0	0	0	
県支出金	0	0	0	0	
地方債	0	0	0	0	
使用料·手数料	0	0	0	0	
その他特定財源	0	0	0	0	
一般財源	60,960	61,115	53,085	57,047	
総収入	60,960	61,115	53,085	57,047	

6.指標による分析(Check)

(1) 活動指標

評価指標	単位	26年度	27年度	28年度	29年度(予定)						
説明会開催数	回	1	1	1	1						
指標の定義・説明	1年間の	集団回収説明会	開催回数								
広報掲載回数		4	4	4	4						
指標の定義・説明	1年間の広報記事掲載回数										

単位当たり費用 (下段は前年度) 53084.50 61114.50 13271.13 15278.63

(2) 成果指標

評価指標	単位	26年度	27年度 28		27年度 28年		年度 29年度目標値		将来目標值
集団回収量	t	7.925	7,438	(目標)	8,000	8,000			
术出口·K至	,	1,020	7,100	(実績)	6,950	0,000	年度		
指標の定義・説明	1年間の	集団回収量							
集团同 顺字选团体粉	団体	316	316	(目標)	316	315			
集団回収実施団体数	加地	310	310	(実績)	315	313	年度		
指標の定義·説明	自治会、	子供会、PTA等	の集団回収登録	団体中、	1回でも	集団回収を実施し	た団体の数		

単位当たり費用 (下段は前年度)
7.64	
8.22	
168.52	
193.40	

7.評価(Check)

· #1 (O)	ook)	
項目	評価	評価コメント及び課題等
	市が関与する	ることが妥当であるか、時代の潮流や市民ニーズに対して目的や内容が合っているか
必要性	В	民間でも実施しているが不十分 対象者や補助額を見直す余地がある
	施策の目標の	の達成に貢献しているか
有効性	В	36の課題に関連あり
	設定した活動	n·成果指標の目標を達成しているか
達成度	С	実施団体数が1団体減少しているためC評価としたが、316 315と軽微である。
	民間委託や技	指定管理者制度の導入は可能か、コスト削減の余地はあるか、受益と負担(補助)の適正化が図られているか
効率性	Α	社会全体のペーパーレス化により紙類の回収量が減少する。 報償費や補助金の額の見直しによる効率性の向上は可能と考えられるが、効果も下がるため、慎重に検討す る必要がある。
総合評価	С	集団回収される資源物は9割が紙類であるが、新聞購読者の減少、書籍の電子化等により社会全体として紙類が減少している。このことは、社会全体のペーパーレス化の推進であり、環境面では良いことであるが事務事業評価としては低い評価となってしまう。一方、可燃ごみに含まれる再生可能な紙類の量は依然として高い比率となっており、引き続き分別の徹底・資源化の促進が必要である。

8.今後の方向性及び今後の取組(改善策など)(Action)

今後の 方向性	改善	
29年度		充事業(紙類の定時収集を月1回から2回、布類の年2回の拠点回収を月1回の定時収集にそれぞれ 合を図り、集団回収の拡充を図る。
30年度		踏まえ、更なる集団回収の促進を図る。また、参加可能な団体の見直しが可能であるか検討する。 地域の拡大並びに法人の参加の検討)

【参考】

(1) 比較参考値(他市での類似事業の例など)

他市町村でも同様の取り組みを行っている。ただし、団体によって縮小(補助減額)・拡大(補助増額)の方向性が異なっている。

(2) これまでの見直しや改善等の経過

回覧文書のサンプルを作成し、参加団体の活動を支援した。また、アンケート調査を実施し、参加団体の意向把握に努めた。

平成29年度行政評価・外部評価

「集団回収の促進」補足資料

資源循環推進課

- 1 集団回収事業実績(別紙1「川越市集団回収事業実績」参照)
- 2 集団回収の促進のため集団回収実施団体等を支援する事業を実施した。 (別紙 2 「集団回収の促進 支援事業一覧」参照)
- 3 平成27年度 埼玉県内の集団回収実施状況(別紙3 埼玉県作成資料参照)
- 4 埼玉県内の集団回収実施状況の推移(別紙4「県内集団回収の推移」参照)

川越市集団回収事業実績

下段の数値は1団体あたりの平均回収量又は金額

左 莊	交 经田 <i></i>	宇华田体物	実施率		品 目 別 回 収 量											団体収益金							
年度	登録団体数	夫他凹体剱		紙類(kg	g)	布類(kg)		ビン類()	ビン類(kg) 金属		金属類(kg)		g)	報償金	団体売上金	四体収益並							
平成24年度	333	316	95%	8,286,076	96.1%	222,684	2.6%	19,619	0.2%	92,230	1.1%	8,620,609	100.0%	51,723,654	20,774,817	72,498,471							
十八八八十八八	333	310	95%	26,222		705		62		292		27,280		163,682	65,743	229,426							
平成25年度	334	317	217	217	217	217	217	217	217	95%	7,945,533	96.3%	201,396	2.4%	16,710	0.2%	94,425	1.1%	8,258,064	100.0%	49,548,384	20,328,539	69,876,923
十成25千度	33 4		95%	25,065		635		53		298		26,051		156,304	64,128	220,432							
平成26年度	334	316	95%	7,622,861	96.2%	199,776	2.5%	15,323	0.2%	87,165	1.1%	7,925,125	100.0%	47,550,750	21,605,492	69,156,242							
十成20千度	354		95%	24,123		632		48		276		25,080		150,477	68,372	218,849							
平成27年度	336	316	94%	7,137,507	95.9%	193,903	2.6%	13,250	0.2%	93,369	1.3%	7,438,029	100.0%	44,628,174	22,532,954	67,161,128							
十成27千度	330	310	9470	22,587		614		42		295		23,538		141,228	71,307	212,535							
平成28年度	330	315	95%	6,655,559	95.8%	190,642	2.7%	12,818	0.2%	90,957	1.3%	6,949,976	100.0%	41,699,856	21,442,353	63,142,209							
十八/20 十尺	330	313	90/0	21,129	·	605		41	·	289	·	22,063		132,380	68,071	200,451							

* 報償金の推移

昭和58~61年度2円/kg昭和62~平成2年度3円/kg平成3~5年度5円/kg平成6~11年度7円/kg

平成12年度~平成21年度 雑がみ8円/kg,、その他7円/kg 平成22年度~平成23年度 雑がみ7円/kg,、その他6円/kg

平成24年度~ 6円/kg

集団回収の促進 支援事業一覧

	支援事業名	実施年度	概要	効果	備考
1	川越市集団回収事業について のアンケート(対象:集団回収 実施団体)	平成26年度		実施団体の集団回収の取り組み状況が 把握できた。集団回収実施団体の求める 支援が把握できた。	
2	川越市集団回収事業等につい てのアンケート(対象:全自治 会)	平成27年度	全自治会へ集団回収事業の実施・未実施の把握と、実施の場合の実施状況、未実施の場合の理由などの調査のためアンケート調査を実施した。	全自治会の集団回収の実施・未実施の状況が把握できた。未実施自治会が把握できた。	
3	集団回収事業協力業者一覧 の作成	平成27年度~	集団回収事業協力業者の回収品目を把握し、実施団体が容易に協力業者を選定できるようにするための一覧表を作成した。	協力業者には、取扱っていない品目(雑がみ)の回収を促した。実施団体は協力業者の回収品目を一覧で把握できるようになった。	
4	集団回収だよりの発行	平成27年度~	雑がみ回収の促進や、表彰団体の紹介、回収量増加のための方法を掲載した「集団回収だより」を年3回発行する。	集団回収実施団体へ集団回収事業を啓 発することができる。	
5	未実施自治会へ集団回収事 業へ参加の案内	平成28年度	集団回収事業を未実施で報償金制度を知らない自治会 へ参加を促す案内文書を送付した。	未実施自治会へ集団回収事業について の案内することができた。しかしながら、 実績としては、参加いただけなかった。	
6	集団回収事業回覧文書の作 成		集団回収実施団体の協力者へ実施日などをお知らせする回覧文書の雛形を作成した。説明会で配布し、またHPよりダウンロードして使用できるようにした。	集団回収実施団体の事務負担の軽減に 寄与している。	
7	集団回収事業表彰制度	平成7年度~	回収量が多く、継続して集団回収を実施している団体を 毎年表彰している。(表彰基準有)	集団回収事業を活発に実施している団体の動機づけとなっている。また広報等に取り上げられるので事業のPRになっている。	
8	集団回収事業説明会	毎年度	年1回、集団回収での資源物の回収方法、報償金の申請方法、回収量増加策等の説明会を実施している。	集団回収実施団体へ集団回収事業の適 正な取り組み方法や促進策等を説明す ることができる。	

4.1 集団回収実施団体に対する奨励金の交付状況

m+-	交	補助	単価((平成:	27年月		益位:P ′本•台		s. t=t:	ごし数 '	字にC	は円	平成2	27年度	平成28 年度	
市町村 事務組 合	付方法	新聞紙	雑誌	牛 乳 パッ ク	段 ボー ル	紙 類 その 他	スチル缶	アルミ 缶	雑び ん	生き びん	布類	その 他	補助団 体数	交付総 額 (千円)	交付金 予算総 額 (千円)	備考
さいたま 市	а	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	455	70,643	78,500	
川越市	а	6	6	6	6	6		6		6	6		316	44,629	48,000	
熊谷市	а	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	229	15,070	15,300	その他 (廃食 用油底 生み)
川口市	а	10	10		10						10		402	143,295		
行田市	а	3	3	3	3						3		63	2,923	3,200	
秩父市	а	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	115	11,610	14,000	
所沢市	а	5	5	5	5	5	5	5		5	5	_	483	55,661	69,762	
飯能市	а	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	65	3,097	5,150	
加須市	а	5	5	5	5	5	5	5	_	5			64	5,966	7,500	
本庄市	а	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		61	4,761	10,000	
東松山市	а	4	4	4	4	4					4				3,200	
春日部 市	а	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5		206	10,588	12,750	
狭山市	а	5	5	5	5	5	5	5		5	5		162	16,205	18,106	
羽生市	а	3	3		3	3	3	3	3	3	3		12	1,515	1,605	
鴻巣市	а	3		3	3	3	3	3	3	3	3		65	3,420	3,700	
深谷市	а	3	3	3	3		3	3	3	3	3		153	11,799	13,059	
上尾市	а	2	2		2								128	8,023	8,375	
草加市	а	7	7	7	7	7					7		224	33,773		
越谷市	а	8	8	8	8	8	8	8		④円.	8	びん ケー ス ¹⁶ 円/ 個	431	62,697	64,000	
入間市	а	4	4	4	4	4	4	4		4	4		195	11,249	12,308	
朝霞市	а	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	168	10,274	15,400	平成28 年度 単価7 円/kg
志木市	а	3	3	3	3	3		3	3		3		16	423	500	雑が、 がない ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない な
和光市	а	3		3	3	3	3	3	3	3	3	3	58	3,532	3,900	
新座市	а	4	4	4	4						4		159	26,335	26,784	
北本市	а												107	12,076	12,500	
八潮市	а	8	8	8	8	8	売 却額 の 30%	売 却額 の 30%	売 却額 の 30%	売 却額 の 30%	8	四期と回がれた5,000 5,000	68	8,600	11,000	その 他:ペッ トボトル

市町村	交	補助単価(平成27年度)(単位:円/kg、ただし数字に〇は円 /本・缶) 平成27年月								ごし数 <u>'</u>	字にC)は円	平成2	27年度	平成28 年度	
事務組合	付方法	新 聞 紙	雑誌	牛乳パック	段 ボー ル	紙 類 その 他	スチル缶	アルミ 缶	雑び ん	生き びん	布類	その 他	補助団 体数	交付総 額 (千円)	交付金 予算総 額 (千円)	備考
富士見市	а	5	5	5	5	5	5	5		5	5		60	7,818	8,435	
三郷市	а	6	6	6	6	6					6		144	19,965	24,000	
坂戸市	а	2	2	2	2	2	2	2		2	2		48	1,849	2,200	
幸手市	а	3.5	3.5	3.5	3.5		3.5	3.5			3.5		30	1,901	2,100	
鶴ヶ島 市	а	5	5	5	5	5	5	5		5	5		22	1,602	800	上限設 定あり
日高市	а	10	10	10	10	10	7	7	7	7	10		74	15,828	17,973	
吉川市	а	4	4	6	4	ı	ı	ı	ı	ı	ı	6	64	6,019	6,276	その 他:雑 がみ
ふじみ 野市	а	5			5	5		5		5	5		53	3,129	4,000	
白岡市	а	1	1	1	1	1		1		1	1		12	187	353	
伊奈町	а	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	33	1,221	1,800	
毛呂山 町	а	6	6	6	6	6	6	6		6	6	6	41	2,969	3,480	
越生町	а	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	29	2,929	3,325	
滑川町	а	6	6	6	6	6	6	20		6	6		5	1,036	900	平成28 年度か ら単価 変更
小川町	а	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	34	1,633	1,800	
川島町	а	3	3		3	3				3	3		14	1,741	2,010	
吉見町	а	5	5	5	5					5			11	1,473	2,065	
鳩山町	а	5	5	5	5	5	5	5		5	5	5	15	643	669	
ときがわ 町	а	5	5	5	5	5		5		5	5		12	441	570	
横瀬町	а	5	5	5	5	5		5		5	5	5	7	774	1,000	
皆野町	а	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	11	441	689	
長瀞町	а	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	9	252		
小鹿野 町	a,b	1.9		1.9			1.9		1.9				9	293	371	
美里町	а	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3		6.3	6.3		8	2,558	3,465	
神川町	а	5	5	5	5	5	5	5	5	5			26	1,504	2,000	
上里町	а	6	6	6	6	6	6	6	6	6			34	4,076	4,448	
寄居町	а	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4	36	3,186	3,706	
杉戸町	а	3	3	3	3			3			3		84	4,595	5,000	
松伏町	а	5	5	5	5	5		5	5				30	1,302	1,700	
久喜宮 代衛生 組合	а	7	7	7	7	7					7		85	13,676	15,538	

※交付方法 a 回収量に応じて交付 b 回収回数に応じて交付 c 回収団体構成員(世帯)に応じて交付 d その他

県内集団回	収の推移(平成23~2 H 2 3	2/年度美術	Į)	H 2 4			H 2 5			H 2 6			H 2 7	
	40.1 7	集団回収	1人当たり	40 L =	集団回収	1人当たり	40.1 5	集団回収	1人当たり	40.1 5	集団回収	1人当たり	40 L =	集団回収	1人当たり
	総人口	量	集団回収量	総人口	量	集団回収量 (kg/年	総人口	量	集団回収量	総人口	量	集団回収量	総人口	量	集団回収量
	(人)	(t/年)	(kg/年 人)	(人)	(t/年)	人)	(人)	(t/年)	(kg/年 人)	(人)	(t/年)	(kg/年 人)	(人)	(t/年)	(kg/年 人)
さいたま市 川越市	1, 220, 946 339, 733	15, 232 8, 763	12. 48 25. 79	1, 243, 826 346, 170	15, 406 8, 621	12. 39 24. 90	1, 251, 799 348, 404	15, 586 8, 258	12. 45 23. 70	1, 259, 858 349, 317	15, 248 7, 925	12. 10 22. 69	1, 268, 467 350, 047	14, 588 7, 438	11. 50 21. 25
熊谷市	201, 523	3, 826	18. 99	203, 624	4, 122	20. 24	202, 539	3, 748	18. 51	201, 787	4, 002	19. 83	200, 745	3, 767	18. 77
川口市	578, 978	15, 100	26. 08	580, 547	15, 569	26. 82	583, 179	15, 209	26. 08	588, 222	14, 581	24. 79	592, 257	14, 330	24. 20
行田市	85, 451	1, 052	12. 31	84, 774	986	11. 63	85, 374	994	11. 64	84, 503	1, 027	12. 15	83, 752	1, 002	11.96
秩父市	67, 716	1, 898	28. 03	67, 870	1, 933	28. 48	67, 059	1, 719	25. 63	66, 237	1, 783	26. 92	65, 438	1, 659	25. 35
所沢市	338, 775	11, 248	33. 20	343, 041	10, 935	31.88	343, 234	10, 977	31. 98	342, 814	11, 164	32. 57	343, 293	11, 132	32. 43
飯能市	81, 713	819	10.02	82, 036	770 1, 313	9. 39	81, 293	719	8. 84	80, 937 115, 094	1. 230	8. 27 10. 69	80, 546	620 1, 192	7. 70 10. 42
加須市 本庄市	115, 651 78, 706	1, 348	11. 66	116, 516 80, 384	1, 313	23. 85	115, 945 79, 989	1, 354 1, 817	11. 68 22. 72	79, 502	1, 230 1, 730	21. 76	114, 440 79, 018	1, 192	20. 08
東松山市	88, 151	677	7. 68	89, 572	686	7. 66	89, 438	674	7. 54	89, 274	673	7. 54	89, 528	665	7. 43
春日部市	238, 005	5, 995	25. 19	239, 991	5, 804	24. 18	239, 184	5, 551	23. 21	237, 965	4, 965	20. 86	236, 969	4, 235	17. 87
狭山市	154, 725	3, 622	23. 41	155, 812	3, 676	23. 59	155, 106	3, 586	23. 12	154, 567	3, 429	22. 18	153, 848	3, 267	21. 24
羽生市	55, 801	526	9. 43	56, 462	504	8. 93	56, 220	523	9. 30	55, 934	488	8. 72	55, 746	505	9.06
鴻巣市	119, 010	1, 210	10. 17	120, 336	1, 252	10.40	119, 978	1, 159	9. 66	119, 415	1, 095	9. 17	119, 262	1, 066	8. 94
深谷市 上尾市	144, 717 225, 034	4, 244 6, 013	29. 33 26. 72	146, 811 227, 431	4, 428 6, 048	30. 16 26. 59	146, 083 228, 064	4, 102 5, 998	28. 08	145, 806 228, 040	4, 270 5, 976	29. 29 26. 21	145, 198 228, 109	3, 933 6, 082	27. 09 26. 66
草加市	239, 280	5, 755	24. 05	244, 157	5, 612	22. 99	244, 289	5, 303	21. 71	245, 280	5, 146	20. 98	245, 859	4, 825	19. 63
越谷市	324, 601	8, 914	27. 46	329, 489	8, 808	26. 73	331, 561	8, 497	25. 63	333, 414	8, 117	24. 35	336, 151	7, 842	23. 33
蕨市	69, 035	0	0.00	72, 257	0	0.00	72, 181	0	0.00	72, 321	0	0.00	72, 931	0	0.00
戸田市	120, 721	0	0.00	126, 988	0	0.00	129, 755	0	0.00	132, 335	0	0.00	134, 722	0	0.00
入間市	149, 068	3, 021	20. 27	150, 161	3, 104	20. 67	150, 238	2, 948	19. 62	150, 060	2, 918	19. 45	149, 556	2, 810	18. 79
朝霞市 志木市	128, 604 70, 080	2, 476 176	19. 25 2. 51	131, 618 71, 973	2, 434 170	18. 49 2. 36	132, 263 72, 813	2, 289 167	17. 31 2. 29	133, 849 73, 448	2, 208 156	16. 50 2. 12	135, 556 73, 953	2, 055 142	15. 16 1. 92
和光市	76, 713	1, 201	15. 66	78, 964	1, 219	15. 44	79, 436	1, 218	15. 33	80, 077	1, 245	15. 55	80, 705	1, 176	14. 57
新座市	158, 651	7, 591	47. 85	161, 617	7, 443	46. 05	162, 366	7, 456	45. 92	163, 107	7, 024	43.06	163, 674	6, 791	41.49
桶川市	75, 308	0	0.00	75, 774	0	0.00	75, 338	0	0.00	75, 165	0	0.00	74, 978	0	0.00
久喜市	154, 301	2, 234	14. 48	155, 975	2, 139	13. 71	155, 397	1, 977	12. 72	154, 877	1, 800	11. 62	154, 490	1, 697	10. 98
北本市	69, 510	0	0.00	69, 264	0	0.00	69, 038	0		68, 712	0		68, 222	0	0.00
八潮市 富士見市	80, 858 105, 945	1, 230 1, 591	15. 21 15. 02	84, 064 107, 805	1, 230 1, 615	14. 63 14. 98	84, 658 108, 306	1, 091 1, 612	12. 89 14. 88	85, 396 109, 070	1, 359 1, 566	15. 91 14. 36	85, 917 109, 856	1, 047 1, 460	12. 19 13. 29
三郷市	130, 646	3, 896	29. 82	133, 679	3, 795	28. 39	135, 173	3, 853	28. 50	136, 485	3, 493	25. 59	137, 356	3, 346	24. 36
蓮田市	63, 254	1, 321	20. 88	63, 478	1, 180	18. 59	63, 104	1, 264	20. 03	62, 809	1, 174	18. 69	62, 575	1, 180	18. 86
坂戸市	99, 508	1, 601	16. 09	101, 039	1, 591	15. 75	101, 098	1, 016	10. 05	101, 191	990	9. 78	101, 310	923	9. 11
幸手市	53, 581	591	11. 03	54, 108	599	11.07	53, 739	572	10. 64	53, 199	530	9. 96	52, 801	543	10. 28
鶴ヶ島市	69, 126	465	6. 73	70, 275	412	5. 86	70, 251	431	6. 14	70, 132	441	6. 29	70, 150	412	5. 87
日高市 吉川市	57, 231 66, 123		29. 20 23. 62	57, 634 67, 870	1, 670 1, 562	28. 98 23. 01	57, 541 68, 482	1, 688 1, 593		57, 396 69, 413	1, 684 1, 506		57, 037 70, 873	1, 599 1, 441	28. 03
ふじみ野市	106, 096			108, 489		9. 36	109, 837	969		111, 339	683	6. 13	112, 730	696	6. 17
白岡市	42, 786			50, 872	324	6. 37	51, 110	300		51, 593	313		51, 896	287	5. 53
伊奈町	38, 118	0	0.00	43, 561	408	9. 37	43, 780	365		44, 067	322	7. 31	44, 329	305	6. 88
三芳町	35, 853	563		38, 517	0		38, 323	0		38, 263	0		38, 218	0	0.00
毛呂山町	12, 702	322	25. 35	35, 962	536		35, 680	530		35, 418	498	14. 06	35, 049	494	14. 09
越生町 滑川町	16, 911 18, 398	155		12, 664 17, 446	346 176		12, 465 17, 577	352 183		12, 351 17, 700	332 184	26. 88 10. 40	12, 141 17, 916	325 168	26. 77 9. 38
嵐山町	33, 561	648		18, 463	0		18, 383	163		18, 255	0		18, 177	0	0.00
小川町	21, 920			33, 324	620		32, 863	537	16. 34	32, 356	560		31, 784	544	17. 12
川島町	21, 216	334	15. 74	21, 847	580	26. 55	21, 547	585		21, 309	586	27. 50	21, 088	578	27. 41
吉見町	15, 177			21, 082		15. 84	20, 794	323		20, 492	307	14. 98	20, 103	295	14. 67
鳩山町	12, 592	97		14, 995		9.14	14, 739	130		14, 504	131	9. 03	14, 386	128	8. 90
ときがわ町 横瀬町	9, 074 10, 991	186 166		12, 517 9, 021	110 202	8. 79 22. 39	12, 299 8, 944	96 172	7. 81 19. 23	12, 110 8, 804	84 196	6. 94 22. 26	11, 912 8, 693	88 154	7. 39 17. 72
皆野町	7, 908	9		10, 860	179	16.48	10, 689	157	14. 69	10, 487	159		10, 300	141	13. 69
長瀞町	13, 524			7, 800	11	1.41	7, 709	73		7, 651	79		7, 529	75	
小鹿野町	3, 369			13, 359	0		13, 101	0		12, 833	0		12, 549	0	
東秩父村	11, 688			3, 321	0		3, 228	0		3, 147	0		3, 075	0	0.00
美里町	14, 284			11, 715			11, 684	0		11, 602	0		11, 503	0	0.00
神川町	30, 677	794		14, 421	704		14, 294	672		14, 166	724		14, 038	309	22. 01
上里町 寄居町	36, 066 32, 941	897 205	24. 87 6. 22	31, 708 35, 893	784 981	24. 73 27. 33	31, 620 35, 632	672 840		31, 481 35, 312	734 827	23. 32 23. 42	31, 418 34, 915	679 797	21. 61 22. 83
宮代町	50, 501	203		33, 081	270	8. 16	33, 256	267	8. 03	33, 347	268	8. 04	33, 539	256	7. 63
杉戸町	47, 006		33. 93	46, 982		36.84	46, 652	1, 559		46, 373	1, 399	30. 17	46, 015	1, 531	33. 27
松伏町	30, 960			31, 078		11. 71	30, 879	307	9. 94	30, 632	272	8. 88	30, 366	261	8. 60
合計	7, 171, 098	135, 416	18. 88	7, 272, 370	137, 661	18. 93	7, 287, 000	133, 366	18. 30	7, 302, 600	129, 546	17. 74	7, 319, 004	124, 468	17. 01

平成29年度

集団回収の手引き



ECNE CO

分叶化萨瓷源



川越市 環境部 資源循環推進課

はじめに

川越市では、ごみの減量・資源化を市民と一体となって取り組んでいくため、 昭和58年から集団回収事業報償金制度を実施しています。

集団回収を行うことによって、もたらされる効果として、ごみの減量、資源の 節約やごみ処理経費の節減があげられます。また、活動団体にとっては、売上金 や報償金による運営の安定化、地域のコミュニティ活動の活性化などの効果をも たらします。

私たちが、便利な生活を送るために大量生産、大量消費、大量廃棄を続けてきた結果、地球規模でさまざまな問題が生じてきています。

今、地球環境への負荷を低減するため、資源を有効に活用し物を大切に使う、環境にやさしいライフスタイルへ変換していくことが求められています。「混ぜればごみ分ければ資源」のことばのとおり、資源の有効活用と地球環境保護のため、地域で協力し合いより多くの資源を回収していただくことが重要となります。

この「集団回収の手引き」を、実施していただいている団体の皆さんや、これ から始めようとする皆さんに参考としていただき、活動の一助となれば幸いです。

	次
1	集団回収とは・・・・・・・・・・・・・・1
2	集団回収の効果・・・・・・・・・・・・1
3	集団回収のすすめ方・・・・・・・・・2
4	回収できる品目・・・・・・・・・・・3
5	雑がみ分別大作戦!・・・・・・・・・・・4
6	集団回収に対する報償金制度・・・・・・・5
7	集団回収事業報償金交付申請書記入例・・・・・・6
8	集団回収実施報告書記入例・・・・・・・・・7
9	びん類の重量などの記入方法・・・・・・・8
10	集団回収事業実施団体登録変更・廃止届の記入例・・9
資	料
	集団回収事業協力業者一覧表・・・・・・・10
	川越市の集団回収事業実績・・・・・・・・11
	集団回収事業報償金交付要綱・・・・・・・12
	集団回収事業実施団体登録変更・廃止届

集団回収とは

集団回収は、子ども会、PTA、自治会、老人クラブなど地域住民の自主活動として、各家庭から資源を回収し、一定の場所に集め、資源物を取り扱う業者に引き渡すリサイクル活動です。

家庭から出る紙類、かん、びん、衣類等は、 再利用できる大切な資源です。これをごみと して捨ててしまうことは、限りある資源の無 駄使いであるだけでなく、地球の環境にも影 響を及ぼしています。不用になったものや使 い古したものを回収し、再び資源として利用 することが大切です。

地域住民のみなさんが協力し合って集団回収を行うことで、ごみの減量や地球資源の節約につながり、あわせて地域のコミュニティ活動づくりにも役立っています。



2

集団回収の効果

#団回収の効果 集団回収の効果 ・資源の節約 ・エネルギーの節約 ・地球環境の保護 ・排出機会の拡充 ごみの減量 ・ごみ処理施設の延命 ・ごみ処理経費の節約 コミュニティ活動づくり ・収益金の活用 ※資源物の売上金とは別に川越市 からも報償金が交付されます。 ・会員相互の親睦

古紙は、大切な資源です。 古紙1トン分で、直径14cm、高さ8m の木を20本節約できます。

・物を大切にする意識の育成

集団回収のすすめ方~回収日時の周知が大事!~

実施方法の話し合い

回収の目的・内容

集団回収の目的や 収益金の使い道を十 分に話し合いましょ う。

役 割 分 担

役割分担を決めま しょう。

回 収 日 時

月1回定期的に実施すると効果的です。 例;毎月〇日とか 第〇曜日など

※市の日程・場所と重ならないようにしましょう。

回収品目

______3ページを参考に、 多くの品目を取り扱 いましょう。

回収日前日までの準備

回収業者の選定

10ページの業者一覧表を参考に選びましょう。一覧表の業者は、資源の持ち去りに関わらないとの確認書を提出しています。

回収業者との打ち合わせ

必ず業者と回収品 目・日時・場所・方法 等を事前に相談しま しょう。

回収日時等の周知

必ず事前に各世帯に知らせておきましょう。掲示板、回覧板を利用しましょう。年間スケジュールを知らせると効果的です。

回 収 当 日 の 仕 事

家庭からの持ち出し方

回収品目・時間・場所を守るようにしましょう。

集積場所の明示

何か看板などの目 印を立てると効果的 です。

盗 難 防 止

回収物は資源ですので価値のあるものです。シートを掛けたり、見張りをするなど工夫しましょう。

計量の立ち会い

回収業者にまかせ るだけでなく計量に 立ち会うようにしま しょう。

清潔保持

回収後、集積場所を 清掃しましょう。

出し方・集め方

にしてください。

集 積 場 所

通行を妨げない等、 迷惑のかからない所 にしましょう。

周 知 方 法

掲示板、回覧板など を利用しましょう。

※集団回収事業は各世帯への事前周知が非常に重要になります。川越市ホームページに回覧 文書のフォーマットを作成しましたのでプリントアウトしてご自由にお使いください。

その他各種申請用紙があります。

市の基準と一緒で

すので「家庭ごみの分

け方・出し方」を参考



川越市集団回収

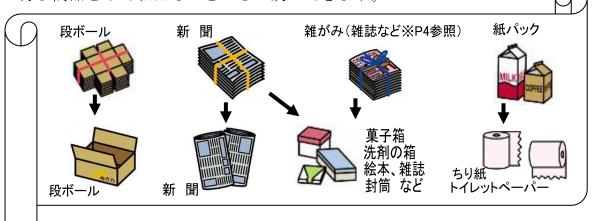
回収できる品目

皆さんのご家庭から回収できる資源は、紙類、かん、びん、布類です。回収業者により取扱品目が多少異なりますので、必ず事前に業者と具体的に相談してください。

	回収できるもの	持ち出し方	回収しないもの				
紙	新 聞 紙	4つ折にし、大きさをそろ えて、ひもで十文字にしば る。(ちらしを含む)	感熱紙(ワープロ、ファックス用紙) カーボン紙 ロウ引き段ボール(冷凍食品、包装				
	雑がみ(雑誌)	大きさをそろえて、ひもで 十文字にしばる。詳細はP4	紙)				
	段 ボ ー ル	たたんで、ひもで十文字に しばる。	油紙、油、汚れ、泥のついたもの 発泡スチロールの付いているもの				
類	牛乳等の紙パック 容量 500ml 及び 1000ml サイズに限る	よく洗って、開いて乾かす。 ひもで、十文字にしばる。	紙パックの内側が茶色のものや、ア ルミ箔がついているもの 開いてないもの				
かん	アルミ缶	アルミ缶のマークのついて いるもの。	アルミ缶以外のもの ※スチール缶は、報償金の対象には なりません。				
びん	1.8 (酒びん (茶色・緑色)	同種類ごとに分類する。	白色、黒色等の1.8ℓ酒びん 油のついたもの、汚れたもの、破損				
	ビールびん		したびん				
布	上着、下着、	透明又は半透明のビニール 袋に入れる。	ふとん類、裁断くず、くつ下 カーペット、じゅうたん マットレス類、油のついたもの				
類	タオル等	衣に入れる。	汚れのひどいもの 水に濡れたもの				

- ※ビールびんケース、スチール缶は報償金交付の対象外となります。
- ※ボロ布は、排出しないでください。

集団回収によって集められたものは、回収業者の手を経て工場へ送り出され、 再び商品として私たちのところへ戻ってきます。



雑がみ分別大作戦!~雑がみ回収に取組もう!~

雑がみとは?

「新聞」「ダンボール」「紙パック」以外の、リサイクルできる 雑多な古紙のことです。

うっかり可燃ごみに捨ててしまいがちですが、分別して 「資源物」として出せば、新たな製品に生まれ変わります。 可燃ごみの量を減らすためには、雑がみの分別がとても大切です。

10ページの一覧にあるほとんどの業者が雑がみを扱っていますので、集団回収で雑がみの回収に積極的に取り組んで下さい。



雑がみにはどんなものがあるの?

雑誌

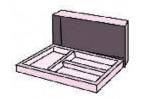
食品・菓子やテッシュなどの紙類 紙製のはがき・封筒・名刺

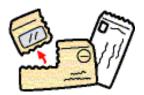
カレンダー

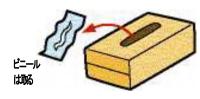
包装紙 • 紙袋

Yシャツの台紙・紙製の洋服タグ メモ用紙・紙製のファイル 新聞折込以外のチラシ





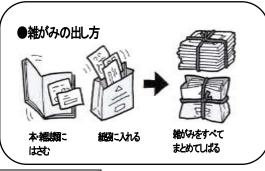












雑がみには出せない紙ごみにはどのようなものがあるの?

食品や油で汚れたもの 紙製カップ麺容器 洗剤や線香などにおいのついた紙 感熱紙・カーボン紙 ビニールコーティングされた紙 シール・台紙 金色・銀色の紙 写真

____〉 可燃ごみで出す。



集団回収に対する報償金制度

対象団体

川越市内の地域住民で組織している子ども会、PTA、自治会、 老人クラブ等で、営利を目的とせず、市に登録した団体。

※家庭から回収した資源物のみです。事業者から回収したものは 報償金の対象になりません。

報 償 金

集団回収を実施し、市に登録している団体は、回収量に対して1 キログラム当たり6円の報償金が交付されます。

報償金の 申請手続

- ◆集団回収を実施したときは、集団回収実施報告書に資源物を回収した業者に記入してもらってください。なお、記入内容及び業者の署名押印はその場で確認してください。
- ◆集団回収実績報告書は、各団体の責任者が管理し、報償金交付申請期間まで保管してください。
- ◆報償金の申請は、川越市集団回収事業報償金交付申請書と集団 回収実施報告書を市へ提出します。報償金の交付は、提出期間 の翌月末頃各団体の希望する金融機関の口座に振り込みます。
- ◆申請の受付は資源循環推進課のみの受付です。(郵送可。市民 センター不可。)

<申請の時期>

集団回収実施日 申請書提出期間 報償金振込時期

 $4月\sim6$ 月 → $7月1日\sim14$ 日 8月25日頃

7月~9月 → 10月1日~14日 11月25日頃

10月~12月 → 1月4日~17日 2月25日頃

1月~3月 → 4月1日~14日 5月25日頃

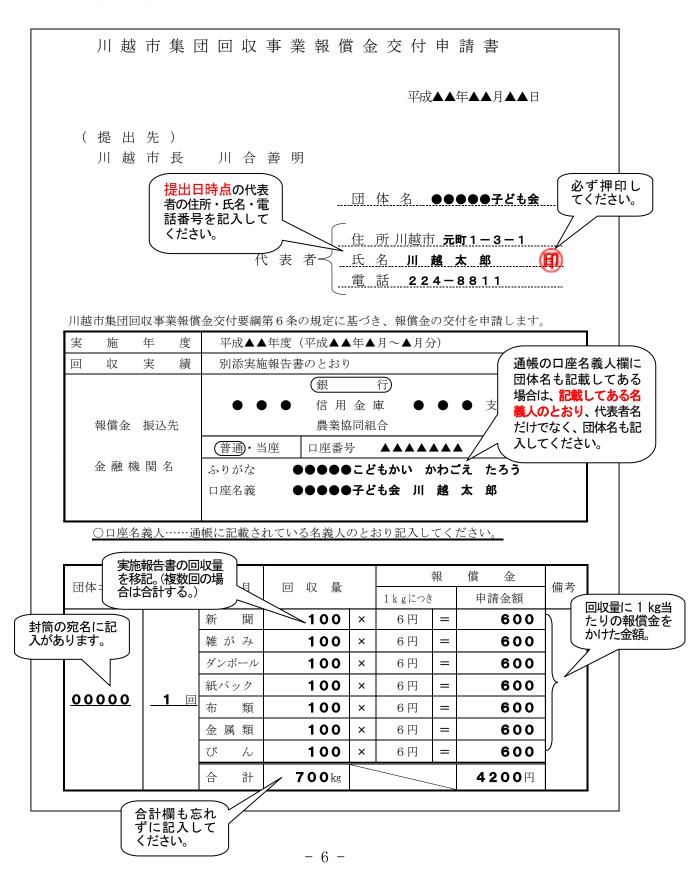
※ 提出期間を過ぎての申請につきましては報償金の支給ができませんので、ご注意ください。

その他

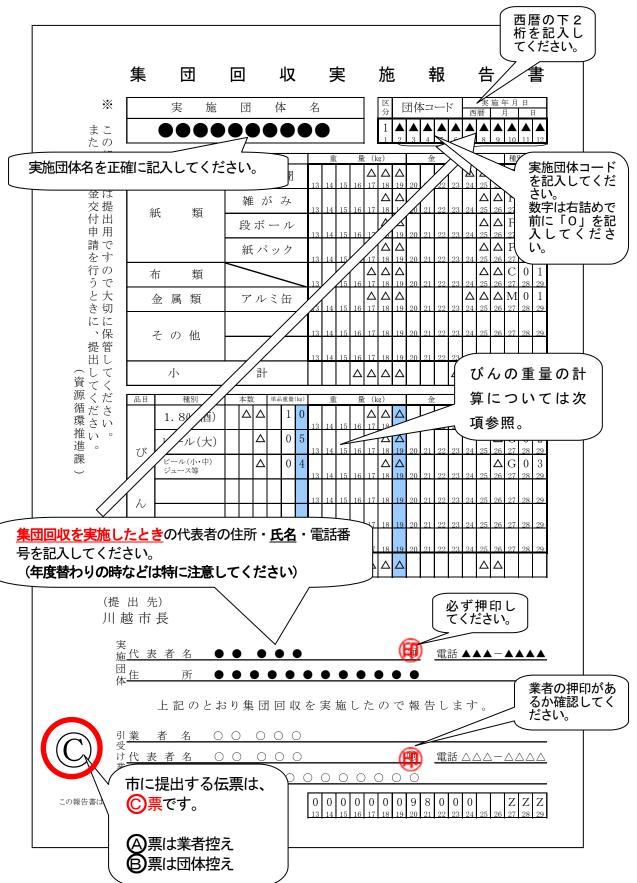
- ◆市から交付された報償金額やその使途を各世帯に報告すること で集団回収への協力意識を高めましょう。
- ◆集めた資源物が持ち去られ、他の地域に不法投棄された事例が あります。資源物は団体が責任をもって管理してください。
- ◆実施方法や役割分担等は、団体の中でよく話し合い、協力して 活動してください。
- ◆歩道には点字ブロックなどが設置されています。回収したものが置いてあると危険ですので、集積場所は、通行を妨げない等、 迷惑のかからない場所にしましょう。

集団回収事業報償金交付申請書記入例

様式第3号(第6条関係)

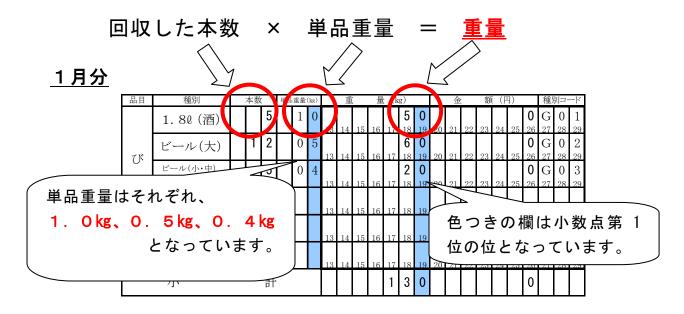


集団回収実施報告書記入例

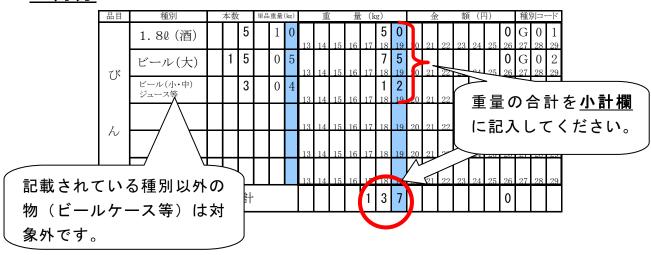


びん類の重量などの記入方法

1 集団回収伝票(実施報告書)へのびんの重量の記入方法 回収伝票に記入するものは以下のとおりとなります。



2月分



2 報償金交付申請書へのびんの重量の記入方法

(4月の申請で1月と2月に2回びんの回収を行った場合)

1月分の小計 + 2月分の小計 の 合計を小数点第1位で四捨五入した数値を申請書のびんの回収量欄に記入してください。

13. $0 \text{ kg} + 13. 7 \text{ kg} = 26. 7 \text{ kg} \Rightarrow 27 \text{ kg}$

27kgをびんの回収量 -8-欄に記入してください。

集団回収事業実施団体登録変更・廃止届の記入例

平成29年4月1日から代表者(つばさ次郎さんから川越太郎さんに変更)と、 振込先の口座名義が変更になる場合で、変更届の提出日が平成29年3月11日 (代表者変更日前)の記入例

	様式第2号(第	2 条関係)
	川越市	7集団回収事業実施団体登録変更・廃止届
	(提出 先) 変更届の提出E	平成 29 年 3 月 11 日 団体名が正確に記 3時点 の代 入してあり、押印が
	表者であるかG ださい。 	団体名 OOO育成会 あるか確認してく ださい。
		任 所 川越市鯨井782-3 氏 名 つばさ 次郎 電 話 049-239-6267
	更にOを付けて さい。	党報償金交付要綱第4条第2項の規定に基づき届け出ます。
		変 更 廃 止
	変更·廃止年月日	平成 29 年 4 月 1 日
	廃止理由の場合 その理由	変更があった部分のみを
	団 体 名	記入してください。
		住 所 川越市 元町1-3-1
	代 表 者	氏 名 川 越 太郎
		電 話 049-224-8811
		金融機関名 支店
	報償金振込先	口座番号(普通・当座) フリガナOOOイクセイカイ ダイヒョウ カワゴエ タロウ
		口座名差
	義は一部分の。 ても 通帳の名 :	りみ記人してくださり
	て記入してあ	
認してく:		○○○育成会 代表 川 越 太 郎
		名前部分だけでなく〇〇〇育成会から記 3.1. てください
		- 9 - (入してください。

資料編

集団回収事業協力業者一覧表

平成29年2月1日現在

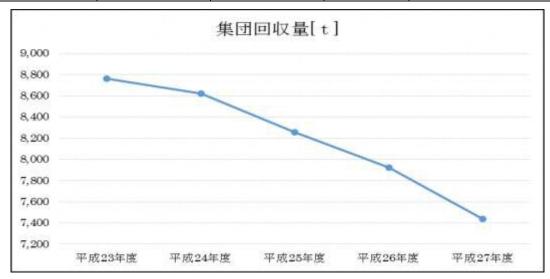
- ※こちらの業者は資源の持ち去りに関わらないとの確認書を提出しています。
- ※〇が付いている場合でも条件等により回収できない場合がありますので、業者に確認してください。

					新	ダ	雑	そ	紙	布	ア	ス	-	Ľ	そ
業者コード	業者名	郵便番号	住所	電話番号		ンボ		の #h	パ		ル	チー	升	-	の他
末日-1	未 11 11	学 医 音 与	E 70	电阳面力		T.		他雑	ツ		Ш	・ル	び	ルび	のび
					閩	ル	誌	紙	ク	類	缶	缶	h	h	h
9800003	(株) 今 井	350-0031	川越市小仙波983-3	049-222-3815	0	0	0	0	0	0					
9800004	(有)オオタケ	350-0011	川越市久下戸3301-1	049-235-4890	0	0	0	0	0	0	0				
9800005	奥山商店㈱川越営業所	350-1155	川越市下赤坂673-2	049-266-3075	0	0	0	0	0	0	0				
9800008	行田屋商店	350-0067	川越市三光町22-1	049-222-0714	0	0	0	0	0	0	0		0	0	
9800012	仙波紙業	350-0812	川越市下小坂994-9	049-277-4173	0	0	0	0	0	0	0				
9800013	高橋商店	350-1141	川越市寺尾918-21	049-244-1615	0	0	0	0	0	0	0				
9800014	(有)津根正商店	350-0812	川越市下小坂635	049-231-1048	0	0	0	0	0	0	0				
9800015	田中商店	350-0824	川越市石原町1-40-13	049-223-0503	0	0	0	0	0	0	0	0			
9800016	(有)谷口商店	350-0826	川越市上寺山394-16	049-223-1828	0	0	0	0	0	0	0		0	0	
9800017	つるや商店	350-1124	川越市新宿町3-21-7	049-242-4179	0	0	0	0	0	0	0				
9800018	中島金属	350-0046	川越市菅原町18-7	049-222-1611	0	0	0	0	0	0	0				
9800020	㈱服部金属	350-0853	川越市城下町83	049-222-6568							0				
9800021	原田忠三商店	350-1175	川越市笠幡1455-4	049-231-0441	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
9800023	邦 鉄	350-0001	川越市古谷上29-1	049-235-2357	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
9800032	㈱紙商興産	350-1153	川越市下松原492-21	049-243-0706	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
9800033	むさし野紙業㈱	350-0804	川越市下広谷404-1	049-239-3456	0	0	0	0	0	0					
9800034	ク*リーンロシ*テック(株)	350-0851	川越市氷川町294-1	049-227-7907	0	0	0	0	0	0	0				
9800036	石原紙業㈱	360-0023	熊谷市佐谷田3801-1	048-523-8963	0	0	0	0	0	0	0				
9800037	奥富興産㈱	350-1322	狭山市下広瀬782-2	04-2952-3332	0	0	0	0	0	0	0	0			
9800038	紙材開発㈱	352-0022	新座市本多1-11-3	048-482-0030	0	0	0	0	0	0	0	0			
9800039	㈱アイティ商事	350-1153	川越市下松原492-21	049-243-9499	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
9800040	㈱久保田紙業	354-0012	富士見市貝塚1-34-8	049-251-1304	0	0	0	0	0		0				
9800042	樹遠山紙業	336-0963	さいたま市緑区大門1947-1	048-812-2030	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9800043	(有)ウイニング	362-0014	上尾市本町2-7-26	048-773-8934	0	0	0	0	0	0					
9800044	㈱須賀	116-0014	東京都荒川区東日暮里2-28-11	03-3891-6224	0	0	0	0	0	0					
9800046	星野商店	356-0051	ふじみ野市亀久保1-11-3	049-269-1983	0	0	0	0	0	0	0		0	0	
9800047	(株)エコ・クルー	359-0002	所沢市中富979	04-2990-5211	0	0	0	0	0	0	0	0			
9800048	(株)熊谷紙業	360-0117	熊谷市上新田304	048-536-4128	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9800049	Y-D商会	350-1175	川越市笠幡85-27	090-2550-7552	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料編

川越市の集団回収事業実績

年度	登録団体数	実施団体数	実施率	回収量
平成 23 年	333 団体	317 団体	95%	8, 763, 723 kg
平成 24 年	333 団体	316 団体	95%	8, 620, 609 kg
平成 25 年	334 団体	318 団体	95%	8, 258, 064 kg
平成 26 年	334 団体	316 団体	95%	7, 925, 125 kg
平成 27 年	336 団体	316 団体	94%	7, 438, 029 kg



年度	品	1 目 別	回 収 :	<u>=</u>
年度	紙類	布類	びん類	金属類
平成 23 年	8, 392, 794 kg	252, 137 kg	21, 452 kg	97, 340 kg
平成 24 年	8, 286, 076 kg	222, 684 kg	19, 619 kg	92, 230 kg
平成 25 年	7, 945, 533 kg	201, 396 kg	16, 710 kg	94, 425 kg
平成 26 年	7, 622, 861kg	199, 776kg	15, 323 kg	87, 165 kg
平成 27 年	7, 137, 507kg	193, 903kg	13, 250 kg	93, 369 kg

川越市集団回収事業報償金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、ごみの減量及び資源の有効利用の促進を図るため、集団回収事業を実施する団体(以下「実施団体」という)に集団回収事業報償金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この要綱において「集団回収事業」とは、地域市民団体の自主活動として、各家庭の協力により 排出された資源物を一定の場所に集め、それを管理し、資源物を取り扱う業者に引き渡すことをいう。 (対象団体)
- 第3条 報償金の交付の対象となる団体は、実施団体で次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの とする。
 - (1) 市内に活動の本拠を置き、市民で組織される団体
 - (2) 営利を目的としない団体

(実施団体の登録並びに変更及び抹消)

- 第4条 報償金の交付を受けようとする実施団体は、川越市集団回収事業実施団体登録申請書(様式第1号)により、市に登録の申請をするものとする。
- 2 市長は、前項の規定に基づく申請があったときは、登録の可否を決定し、当該申請をした実施団体に通知するものとする。
- 3 実施団体の登録事項を変更し、又は登録を廃止するときは、川越市集団回収事業実施団体登録変更・ 廃止届(様式第2号)により市長に届け出なければならない。

(交付の対象となる資源物及び報償金の額)

第5条 交付の対象となる資源物は、一般家庭から排出されたものに限り、報償金の額は、次の表に定めるとおりとする。

2 4 7 2 7 20	
品目	報償金の額(1キログラムにつき)
新聞	6 円
雑がみ	6 円
段ボール	6 円
紙パック	6 円
アルミ缶	6 円
びん	6 円
布 類	6 円

(申請)

第6条 報償金の交付を受けようとする実施団体は、川越市集団回収事業報償金交付申請書(様式第3号) 及び集団回収実施報告書(様式第4号)を次に掲げる期間に市長に提出しなければならない。

実 施 期 間	申請期間
4月1日から6月30日まで	7月1日から7月14日まで
7月1日から9月30日まで	10月1日から10月14日まで
10月1日から12月31日まで	1月4日から1月17日まで
1月1日から3月31日まで	4月1日から4月14日まで

(報償金の交付決定)

- 第7条 市長は、前条の申請書及び報告書の提出を受けたときは、交付の可否及び報償金の額を決定し、 速やかに川越市集団回収事業報償金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。 (交付決定の取り消し等)
- 第8条 市長は実施団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、又は既に交付 した報償金の全部若しくはその一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により交付の決定又は交付を受けたとき。
 - (2) その他不適当と認められる事実があったとき。

(実施団体の登録の取消し)

- 第9条 市長は、集団回収事業実施団体登録を受けている実施団体が、次の各号のいずれかに該当すると きは、当該実施団体の登録を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽の登録の申請をしたとき。
 - (2) 営利を目的として集団回収を行ったとき。
 - (3) 不適当と認める事実があったとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、2年以上集団回収の活動がない場合、市長は当該実施団体の登録を取り消すことができる。

(準用)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、報償金の交付手続に関し必要な事項は、川越市補助金等の交付手続に関する規則(昭和54年規則第9号)の定めるところによる。 (その他)
- 第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

川越市集団回収事業実施団体登録変更・廃止届

平成 年 月 日

(提 出 先) 川越市長 川 合 善 明

団体コード	
団体名	
代表者	
(住所	
氏 名	印
雷 託	

川越市集団回収事業報償金交付要綱第4条第2項の規定に基づき届け出ます。

	変 更	廃止
変更・廃止年月日	平成 年 月 日	
廃止理由の場合 その理由		
団 体 名		
	住 所 川越市	
代 表 者	氏 名	
	電話	
	金融機関名	支店
	口座番号(普通・当座)	
報償金振込先	フリガナ	
	口座名義	

- *変更の場合、変更した箇所のみ記入してください。
- *口座名義を変更する場合は、通帳に記載されている口座名義をすべて記入してください。

~ 集団回収の手引き ~

発行 川 越 市 環境部 資源循環推進課 〒350-0815 川越市鯨井 782-3 電話 049-239-6267 平成29年3月発行